



県章

# 滋賀県公報

令和3年(2021年)  
3月5日  
第187号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則 (畜産課) .....	1
○ 告 示	
解除予定保安林の通知 (森林保全課) .....	2
保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課) .....	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (医療福祉推進課) .....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 指定 (障害福祉課) .....	2
土地収用法に基づく事業の認定 (監理課) .....	3
公営住宅法施行令第2条第1項第4号の規定による滋賀県営住宅の家賃算定のための利便性係数 (住 宅課) .....	4
○ 公 告	
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (下水道課) .....	5
争議行為の通知公告 (労働雇用政策課) .....	6
建設業法に基づく営業の停止処分公告 (監理課) .....	6
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (東近江) .....	7
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (甲賀、東近江) .....	7
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (湖東) .....	7
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告 (東近江) .....	8
○ 雑 報	
環境影響評価対象事業の引継ぎ公告 .....	9

## 規 則

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第7号

### 家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則 (昭和26年滋賀県規則第30号) の一部を次のように改正する。

第6条および第7条を削り、第8条を第6条とする。

別記様式第3号中「(第8条関係)」を「(第6条関係)」に、「滋賀県知事様」を「(宛先) 家畜保健衛生所長」に改める。

別記様式第4号中「(第8条関係)」を「(第6条関係)」に、「滋賀県知事様」を「(宛先) 家畜保健衛生所長」に、「第8条の」を「第6条の」に改める。

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第158号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和3年3月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 高島市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、今津町天増川字登り尾207-2
  - (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
  - (3) 解除の理由 一般送配電事業用地とするため
  - 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 高島市今津町杉山字寒風479-4、今津町椋川字下山369-11(次の図に示す部分に限る。)、369-19から369-21まで
  - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - (3) 解除の理由 一般送配電事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第159号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和3年3月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 蒲生郡日野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、蒲生郡日野町(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第160号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和3年3月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
やすらぎステーション	草津市追分町614-4	株式会社やすらぎ 代表取締役 河元由美	草津市追分六丁目16-5	訪問介護	2570600300	令和3.3.3

滋賀県告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福

社サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年3月5日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ウェルメント栗東2	栗東市辻594番地1	特定非営利活動法人ウェルメント	甲賀市水口町笹が丘1番地59	就労継続支援A型	令和3.3.1	2511200293
はびねす南草津第1	草津市野路町3001番地304・404号室	株式会社MYR	奈良県北葛城郡河合町中山台2-15-12	共同生活援助(介護サービス包括型)	令和3.3.1	2520600129

滋賀県告示第162号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

令和3年3月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 起業者の名称 東近江市
- 2 事業の種類 東近江市南部コミュニティセンター駐車場整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 東近江市沖野二丁目73番1
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
  - (1) 法第20条第1号(収用適格事業)の要件への適合性について 申請に係る東近江市南部コミュニティセンター駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、東近江市が社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定される公民館である南部コミュニティセンターの利用者用および職員用の駐車場を新たに整備するものであり、当該施設は、法第3条第22号に規定される社会教育法による公民館に該当する。  
したがって、本件事業は、法第3条第22号に関する事業に該当する。  
以上のことから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号(起業者の意思と能力)の要件への適合性について 本件事業の起業者である東近江市は、平成29年3月に策定した第2次東近江市総合計画に基づき、東近江市コミュニティセンター条例(平成17年東近江市条例第107号)により同市内に設置されたコミュニティセンターの整備改修を実施することとしている。また、本件事業の施行に要する用地取得費については、令和2年度東近江市土地開発基金によることとし、事業費については、令和3年度において予算措置することを確約している。  
したがって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。  
以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 法第20条第3号(適正かつ合理的な土地利用)の要件への適合性について
    - ア 得られる公共の利益 東近江市南部地区における社会教育、まちづくりおよび地域福祉活動の重要な拠点として、各種事業、活動が行われている南部コミュニティセンターは、同コミュニティセンターの事業報告書によると、年間利用者数が平成30年度において19,778人、令和元年度において20,811人となっており、同市内の中でも多数の利用者がある施設の一つである。  
同コミュニティセンターへの来館方法は、高齢の利用者が多いことや公共交通機関が充実していないことから、ほとんどが自家用車での来館となっているが、同コミュニティセンター敷地内の駐車場は11台分の駐車スペースしか無いため、現在は、近隣の同市土地開発公社所有地を借用し、駐車スペースを確保している。  
しかしながら、令和3年度以降は、同市土地開発公社の都合により当該地の借用ができなくなる。  
また、住民基本台帳によると、同市南部地区における人口および世帯数は、平成21年時点で7,340人、3,113世帯だったが、令和元年時点では7,929人、3,621世帯とそれぞれ増加しており、現在も同地区で宅地開発が行われているため、今後も増加傾向が続くと予想されていることに加え、令和3年度から同コミュニティセンターを拠点とした新たな地域福祉活動や地域課題解決に向けた活動に伴う各種団体の会議や研修等により、同コ

コミュニティセンターの利用者数の増加が見込まれている。

本件事業の施行により、これらに伴い不足する駐車スペースを確保でき、同コミュニティセンター利用者の利便性の向上を図ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益 本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)および滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)による環境影響評価の対象事業には該当しないため、詳細な調査は実施されていないが、現地調査および文献調査によると、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、本件起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による埋蔵文化財包蔵地に含まれていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性 本件事業の計画に当たっては、南部コミュニティセンターの隣接地であることを条件に3か所の候補地を選定し、土地の形状、周辺環境、利便性、支障物件の状況、施工性および経済性の視点等から総合的に比較検討した結果、最も適切であると認められる起業地が選定されたものであり、申請案が最も合理的であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号(公益上の必要性)の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 本件事業については、(3)アで述べたとおり、令和3年度以降駐車場が不足し、利用者の利便性が低下することから事業の早期実施が求められている。

したがって、本件事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供されるものであり、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 東近江市総務部まちづくり協働課

#### 滋賀県告示第163号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)第11条第2項の規定により、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する令和3年度における滋賀県営住宅の家賃算定のための利便性係数を次のとおり定めた。

令和3年3月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

県営住宅の所在地	団地名	住 宅	利便性係数
大津市朝日が丘一丁目	朝日が丘	全ての住宅	0.97
大津市朝日が丘二丁目	朝日が丘	全ての住宅	0.96
大津市大平一丁目	石山	全ての住宅	0.90
大津市大平二丁目	石山南	1棟202号室、2棟403号室、3棟503号室、 4棟306号室および6棟506号室	0.87
		その他の住宅	0.85
大津市大平二丁目	石山東	全ての住宅	0.87
大津市三大寺	神領	A 9棟	0.90
		D棟およびE棟	0.91
		その他の住宅	0.92
大津市一里山四丁目	一里山	全ての住宅	0.95
大津市栗林町	栗林	全ての住宅	0.90

彦根市芹川町	芹川	全ての住宅	0.91
彦根市東沼波町	東沼波	101号室、102号室および104号室から106号室までの住宅	0.94
		その他の住宅	0.93
彦根市開出今町	開出今	A棟、E棟およびF棟の住宅	0.94
		B棟、C棟およびD棟の住宅	0.93
彦根市八坂町	八坂	全ての住宅	0.92
長浜市朝日町	永保	5号室から8号室までの住宅	0.95
		その他の住宅	0.96
長浜市新庄寺町	新庄寺	全ての住宅	0.89
長浜市新庄中町	北新	全ての住宅	0.95
長浜市新栄町	日之出	全ての住宅	0.86
長浜市殿町	殿町	A棟の住宅	0.96
		B棟の住宅	0.97
長浜市木之本町黒田	黒田	全ての住宅	0.77
近江八幡市西本郷町	西本郷	全ての住宅	0.97
近江八幡市鷹飼町	鷹飼	全ての住宅	0.95
草津市木川町	陽ノ丘	全ての住宅	0.90
草津市西矢倉二丁目	矢倉	全ての住宅	0.91
草津市西渋川二丁目	渋川	全ての住宅	0.88
守山市播磨田町	久保	全ての住宅	0.87
守山市石田町	石田	全ての住宅	0.88
栗東市川辺	川辺	全ての住宅	0.92
栗東市小平井一丁目	小平井	全ての住宅	0.93
甲賀市水口町水口	古城ヶ丘	全ての住宅	0.95
甲賀市水口町西林口	北脇	全ての住宅	0.91
甲賀市信楽町長野	信楽	全ての住宅	0.88
野洲市上屋	上屋	全ての住宅	0.92
野洲市永原	永原第二	A棟およびB棟の住宅	0.92
		C棟の住宅	0.93
湖南市石部南四丁目	西寺	7棟から9棟までの住宅	0.92
		その他の住宅	0.93
湖南市岩根	田代ヶ池	全ての住宅	0.92
高島市今津町日置前	平ヶ崎	全ての住宅	0.90
高島市今津町弘川	弘川	全ての住宅	0.95
高島市拝戸	拝戸	4棟3号室の住宅	0.89
		その他の住宅	0.87
高島市新旭町安井川	安井川	全ての住宅	0.91
東近江市今堀町	今堀	全ての住宅	0.81
東近江市沖野四丁目	沖野原	全ての住宅	0.86
東近江市尻無町	大森	全ての住宅	0.86
東近江市春日町	春日	全ての住宅	0.88

公 告

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が令和3年3月5日に変更した彦根長浜都市計画下水道に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦

覧に供する。

令和3年3月5日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県北部流域下水道事務所 彦根市松原町1550

#### 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が令和3年3月5日に変更した長浜北部都市計画下水道に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和3年3月5日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県琵琶湖環境部下水道課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県北部流域下水道事務所 彦根市松原町1550

#### 争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小路貴子から令和3年2月26日付けで2021年春闘(職場)要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和3年3月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為
- 2 日時 令和3年3月9日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 大津赤十字病院の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

#### 建設業法に基づく営業の停止処分公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年3月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 処分をした年月日 令和3年2月19日
- 2 処分を受けた者 株式会社橋本工務店  
代表者 代表取締役 橋本典子  
主たる営業所の所在地 長浜市西浅井町大浦217番地1  
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可(特-01)第70307号
- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの  
(注1) 「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。  
(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)または建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
  - (2) 停止を命ずる期間 令和3年3月5日から令和4年3月4日までの1年間
- 4 処分の原因となった事実 株式会社橋本工務店の元代表取締役は、滋賀県が執行した文化財保存修理工事の入札において、元滋賀県職員から同工事の予定価格に近接した金額の教示を受け、同社に同工事を落札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした。  
これにより、令和2年11月6日に大津地方裁判所から、公契約関係競売入札妨害の罪により、懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を受け、令和2年11月21日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号および第3号に該当すると認められる。

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年3月5日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護事業所カイト	近江八幡市中小森町276番地17	株式会社Jフロアー代表取締役 宿谷幸子	近江八幡市中小森町276番地17	訪問介護	令和3.3.1	2570400974

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和3年3月5日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 大友 一 枝

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
碧水荘デイサービスセンター	甲賀市水口町北内貴307番地	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会 会長 嘉郷重郷	甲賀市水口町水口5609番地	通所介護	2571400551	令和3.3.31

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和3年3月5日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問看護ステーションヴォーリス	近江八幡市北之庄町492	公益財団法人近江兄弟社 理事長 三ッ浪健一	近江八幡市慈恩寺町元11	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	2560490035	令和3.3.1

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第7号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和3年3月5日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
友仁訪問看護ステーションすずらん	彦根市竹ヶ鼻町80	医療法人友仁会 理事長 矩照幸	彦根市竹ヶ鼻町80	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	2560290021	令和3.2.28
公益財団法人豊郷病院訪問看護ステーションレインボウひこね	彦根市後三条町520-1	公益財団法人豊郷病院 代表理事 佐藤公彦	犬上郡豊郷町八目12	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	2560290054	令和3.2.28
訪問看護ステーションさと彦根	彦根市中央町2-21	医療法人青葉会 理事長 神野佳樹	彦根市中央町3-73	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	2560290088	令和3.2.28
訪問看護ステーションすずらん高宮	彦根市高宮町1368-7	医療法人友仁会 理事長 矩照幸	彦根市竹ヶ鼻町80	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	2560290096	令和3.2.28
公益財団法人豊郷病院訪問看護ステーションレインボウはたしょう	愛知郡愛荘町安孫子1216-1	公益財団法人豊郷病院 代表理事 佐藤公彦	犬上郡豊郷町八目12	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	2561790029	令和3.2.28
公益財団法人豊郷病院訪問看護ステーションレインボウとよさと	犬上郡豊郷町大字石畑199-7	公益財団法人豊郷病院 代表理事 佐藤公彦	犬上郡豊郷町八目12	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	2561890019	令和3.2.28

**農業農村振興事務所公告**

**土地改良区役員退任および就任公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、琵琶湖干拓小中之湖土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和3年3月5日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 山本孝司

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	北川泰義	近江八幡市安土町下豊浦6949番地

2 就任



理事および監事の別	氏名	住所
理事	辰巳純二	近江八幡市安土町下豊浦8360番地2

## 雑報

## 環境影響評価対象事業の引継ぎ公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)第28条第1項の規定に基づき、(仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業の実施を引き継いだことを滋賀県知事に届け出ましたので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和3年3月5日

- 1 公告する事業者 株式会社向茂組 代表取締役 向春美
- 2 引継ぎ前の事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 株式会社向茂組 代表取締役 向春美  
東近江市蛇溝町231番地
- 3 対象事業の名称等
  - (1) 名称 (仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業
  - (2) 種類 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成事業(条例別表第12号)
  - (3) 規模 対象事業実施区域面積 58.8371ヘクタール
- 4 条例第28条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨および該当した号 事業者である株式会社向茂組から、向茂都市開発株式会社に対象事業の実施を引き継ぐため、条例第28条第1項第4号に該当する。
- 5 引継ぎにより新たに事業者となった者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 向茂都市開発株式会社 代表取締役 向春美 東近江市蛇溝町231番地
- 6 この公告で示した事項に係る問合せ先  
株式会社向茂組 電話 0748-22-5687 (代表) 担当 代表取締役 向春美  
有限会社村田設計事務所 電話 0748-57-1139 担当 代表取締役 村田武史

